



文部科学省

**令和4年度
「成長分野における即戦力人材輩出に向けた
リカレント教育推進事業」
～公募のポイント～**

令和5年1月

総合教育政策局生涯学習推進課

高等教育局高等教育企画課

目次

1. 事業概要（ポンチ絵）	3
2. 事業の趣旨・目的	4
3. プログラムの内容	5
4. プログラムの規模・選定件数	8
5. 連携先となる地方公共団体への交付税措置について	9
6. 申請者等・申請可能件数	10
7. 申請資格	11
8. 申請要件	12
9. 選定方法等	13
10. 企画提案書の作成に当たって	14
11. 企画提案書の提出について	21
12. スケジュール	22
13. 参加表明書の提出のお願い	23
14. 問い合わせ先	24

※本資料は、公募資料の一部を抜粋したものです。要件等の詳細については、公募要領等も併せてご確認ください。

成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業

令和4年度第2次補正予算額 17億円

※補助率：2/3（A～D）

目的・概要

- 成長分野におけるリカレント教育の推進は教育未来創造会議等の政府会議や、骨太の方針、新しい資本主義実行計画等の政府文書でも求められている。
- そこで、**大学・高等専門学校等**に対し、産業界や社会のニーズを満たす**プログラム開発・実施・横展開に向けた支援**を行う。
- 併せて、大学におけるリカレント教育事業を**定着発展させる**ため、ニーズ把握からプログラム開発を一体的に実施する体制整備を支援する。

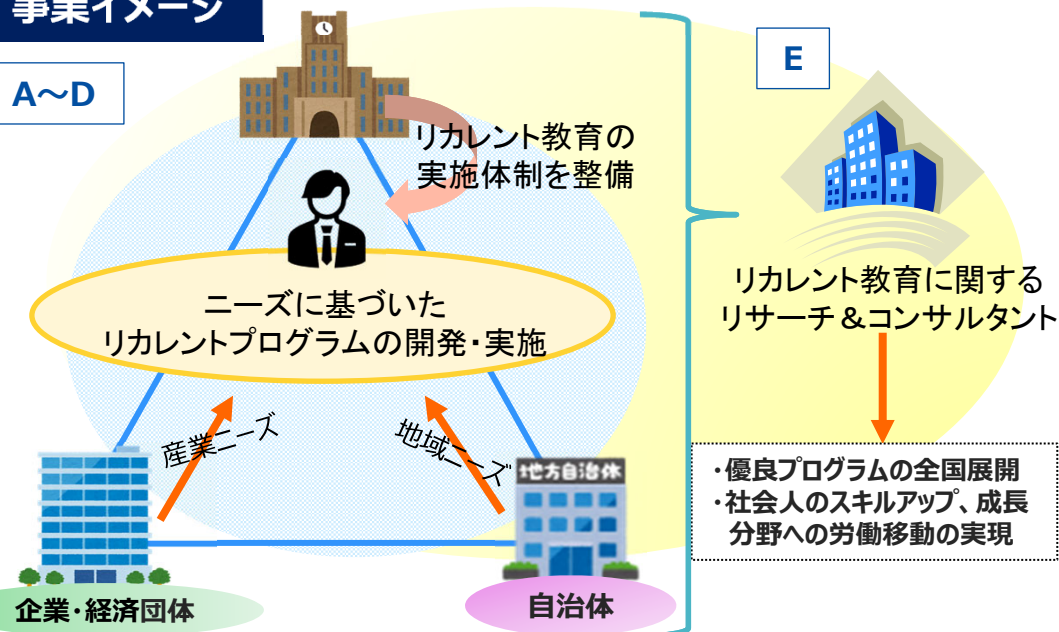
大学が民間企業や社会人に対しても積極的に働きかけ、

- 社会人のキャリアアップ
 - 企業の人的資本投資と生産性の向上
 - 発展し続ける社会を支える大学
- の好循環を構築

事業イメージ

A～D

E



実施内容

A. デジタル・グリーン分野リスキルプログラムの開発・実施

【40百万円×30拠点×2/3＝8.0億円】

- 主に**就業者**が対象。DX分野に強い企業等と連携し、**応用的なデジタル・グリーン分野の能力を育成し就業者のキャリアアップや成長分野への労働移動**に繋げる。

B. 重要分野のプログラムの開発・実施（リテラシー又はリスキル）

【20百万円×20拠点×2/3＝2.7億円】

- 主に**就業者・失業者・非正規雇用労働者**が対象。各業界と連携し就職・転職に必要な**基礎的又は応用的な重要分野の能力**を取得しキャリアアップにつなげる。

C. 各分野のエキスパート人材育成に向けたプログラムの開発・実施

【40百万円×10拠点×2/3＝2.7億円】

- 大学院レベルの知見を活用した課題解決を通じ、各分野の**ハイレベル人材**を育成し、イノベーション等に繋げるため、**短期間（半年程度）のリカレントプログラム**を開発・実施する。

D. リカレント教育モデルの構築による大学院教育改革支援

【45百万円×9拠点×2/3＝2.7億円】

- 民間企業等との「組織」連携のもと、大学院のリカレント教育に係る**組織内改革**（リカレントをディプロマ・ポリシーに追加、恒常的な教育実施体制の構築等）や、養成する人材像やスキルセットを明確化した**オーダーメイド型のリカレント教育学位プログラム**の構築（短期間プログラムのパイロット実施含む）に向けた支援を実施する。

E. プログラム実施・拠点構築の支援・分析、横展開に向けた取組

【1.4億円・2か所（民間企業等）】

- 大学が行うリカレントプログラムの開発や実施上の課題に対する調査や助言、開発したプログラムの横展開等に関する支援に併せ、**事業の円滑かつ効果的な実施**に向けた支援を行う。

2. 事業の趣旨・目的

- 社会におけるデジタル化や脱炭素化という大きな変革に対応して、働く人が自らの職務におけるデジタル化に対応するためにスキルアップしたり、必要なスキルを新たに身に付けて、人材不足が見込まれる他の成長分野へ移動したりできるよう支援することが重要となっている。
- また、「骨太の方針」や「教育育未来創造会議（第1次提言）」等では、デジタル・グリーン等成長分野のニーズに応じたプログラムの開発支援や、産学官連携の下で大学等におけるリカレント教育プログラムの開発支援の必要性について提言された。
- このため、デジタル・グリーン等成長分野に関する能力を身に付けた即戦力人材を社会に輩出するため、大学等に対し、基礎、応用、エキスパートなど多様なレベルや分野に応じて、産業界や社会のニーズを満たすプログラムの開発・実施に向けた支援を行い、社会人のキャリアアップや成長分野への労働移動を後押しすることを目的として、本事業を実施する。

3. プログラムの内容

▼用語の定義

大学等	国公立の大学、短期大学、高等専門学校
事業責任大学	プログラムに参加する大学・地方公共団体・企業等（事業協働機関）の取組の取りまとめを行う事業実施の中心となる大学であり、事業申請の際に申請者となる大学
参加校	「事業協働機関」として事業に参加する大学

（1）メニュー及び対象となるプログラム

本事業では、大学等が下記のメニュー A から D のいずれかで実施するリカレント教育プログラムを対象とする。

A. デジタル分野・グリーン分野リスキルプログラムの開発・実施

主に就業者を対象として、デジタル分野に強い企業等と連携し、応用的なデジタル分野・グリーン分野の能力を育成し就業者のキャリアアップや成長分野への労働移動につなげる。

B. 重要分野のプログラムの開発・実施（リテラシー又はリスキル）

主に就業者・失業者・非正規雇用労働者を対象として、各業界と連携し就職・転職に必要な基礎的又は応用的な重要分野の能力を取得しキャリアアップにつなげる。

3. プログラムの内容（つづき）

C. 各分野のエキスパート人材育成に向けたプログラムの開発・実施

大学院レベルの知見を活用した課題解決を通じ、各分野のハイレベル人材を育成し、イノベーション等につなげるため、短期間（半年程度）のリカレントプログラムを開発・実施する（複数の大学等が参加して実施することも可能とする）。

D. リカレント教育モデルの構築による大学院教育改革支援

民間企業等との「組織」連携のもと、大学院のリカレント教育に係る組織内改革（リカレントをディプロマ・ポリシーに追加、恒常的な教育実施体制の構築等）や養成する人材像やスキルセットを明確化したオーダーメイド型の成長分野等におけるリカレント教育学位プログラムの構築、及びその基となる短期間プログラムの構築・パイロット実施に向けた支援を実施する。

※DX・GX・先端科学技術【量子・AI・バイオ】といった成長分野に資する取組を主に想定しているが、民間企業等の連携状況に応じて柔軟に設定することも可能とする。

3. プログラムの内容（つづき）

（2）既存プログラム等の扱い

- 申請者において、①既存の同分野のプログラムがある場合、②令和2年度「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業」及び令和3年度「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」で同分野のプログラムを実施している場合については、**①②のプログラムと今回申請する取組との相違点について、明確に説明**すること。
- なお、令和2年度、令和3年度ともに同分野のプログラムを実施していた場合は、令和3年度事業との相違点について説明すること。



既存プログラムの単純継続は不可

- また、②の場合は、受講者定員、受講者数、就職率、就職・在職率、就職事例、受講者・企業の評価及びプログラムの継続的な実施状況などの実績を説明するとともに、事業実施において発生した課題等について、令和4年度補正事業（本事業）でどのように対応するか等具体的に記載すること。

4. プログラムの規模・選定件数

- ✓ プログラム規模・選定件数は以下のとおりとし（メニューCおよびDの申請については、大学院を置く大学に限る）、**補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内**とする。
ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがある。

A. デジタル分野・グリーン分野リスキルプログラムの開発・実施

【補助金基準額：40,000千円（うち3分の2以内の額を補助）×30拠点】

B. 重要分野のプログラムの開発・実施（リテラシー又はリスキル）

【補助金基準額：20,040千円（うち3分の2以内の額を補助）×20拠点】

C. 各分野のエキスパート人材育成に向けたプログラムの開発・実施

【補助金基準額：40,320千円（うち3分の2以内の額を補助）×10拠点】

D. リカレント教育モデルの構築による大学院教育改革支援

【補助金基準額：44,650千円（うち3分の2以内の額を補助）×9拠点】

【留意点】

- ①プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはない。
- ②プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助金基準額の範囲内で真に必要な額を計上すること。
経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となる。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになる。
- ③プログラム総事業費が補助金基準額を超える場合、その差額は補助対象経費とはならない。
- ④補助金の使用が認められるのは、補助事業者及び参加校のみとする。

5. 連携先となる地方公共団体への交付税措置について

- 本事業は、大学等におけるリスキリングに係る取組の推進を通して、**地方創生にも資するものとして、総務省と連携して実施**する。
- よって、本事業に採択された大学等が事業の実施に際して、地方公共団体と協定（※）を締結して連携する等、総務省の「地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱」に定める要件等に合致した場合は、**当該地方公共団体に対して、令和5年度分から特別交付税が措置される場合がある**。
- 現在、総務省においては、上記要綱の一部改訂手続を進めており、**詳細は令和5年4月頃公表される予定**であるため、本事業への申請時点で、上記の特別交付税措置に関して不明な点がある場合は、総務省に問い合わせること。

※協定とは、大学と地方公共団体が具体的な数値目標を掲げ、雇用創出・若者定着等に係る取組を行うにあたり、合意を得た事項を定めた書面をいう。

協定には、雇用創出・若者定着に係る具体的な取組事項が掲げられ、取組の実施後、目標に対する成果の検証をする旨及びその体制について記載されている必要がある。

※複数の地方公共団体や大学間で協定を締結することは、差し支えない。

【問い合わせ先】

総務省自治財政局財務調査課

電話：03-5253-5649

6. 申請者等・申請可能件数

(1) 申請者等

① 実施主体

大学の設置者（ただし、国立大学法人、公立大学法人又は地方公共団体、及び学校法人に限る。）
及び高等専門学校を設置者

② 申請者

申請者は大学においては学長、高等専門学校においては校長とし、プログラムへの申請は、文部科学大臣宛に行う。複数大学等が参加して実施するプログラムの場合は、主となる1つの機関が事業責任大学として申請することとする。なお、**メニューC及びDの申請は、大学院を置く大学に限る。**

③ 事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任すること。
なお、**事業責任者は大学等に所属する常勤の役員又は教員**とする。

(2) 申請可能件数

- 一つの大学等が、メニューA～Dのうち、複数のメニューに申請・参加することも可能
- ただし、**メニューC及びDについては、同一分野における両メニューへの同時申請は不可**
- また、同一のメニューにおいて、複数のプログラムを申請・参加することも可能

7. 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、プログラムに申請できないため、留意すること。
事業責任大学のみならず、参加校も対象となる。

(組織運営関係)

- ① 学生募集停止中の大学
- ② 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定をうけている大学
- ③ 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和4年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程 (全学部)	短期大学 (全学科)	高等専門学校 (全学科)
収容定員 充足率	70%	70%	70%

- ④ 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状態に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学

8. 申請要件

補助期間終了後にも継続してリカレントプログラムの提供が可能となるよう、プログラムへの申請を希望する大学は以下の要件を備える必要がある（申請時点では予定でも可能）。

- ✓ 学内規程等で定められた又は、理事長あるいは学長、担当理事、学部長、学校長等直属のリカレント教育担当部署を設置（補助期間中の設置予定も含む）すること。
- ✓ 学内で雇用される教員が、リカレント教育に関与する場合のインセンティブ措置に関する学内規程等を整備（補助期間中の整備予定も含む）すること。
- ✓ 補助期間終了後、継続的にリカレント教育を行うための財源確保や資金調達の計画を策定すること。
- ✓ **【メニューDのみ】**構築・パイロット実施されたプログラムを基とするリカレント教育学位プログラムを、事業実施期間終了後に構築すること。

9. 選定方法等

(1) 審査手順

- ◆ プログラムの選定のための審査は外部機関が設置する「【仮称】成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- ◆ 審査は、提出された企画提案書等に対する「書面審査」で行う。委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となったプログラムを文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定事業計画を決定する。具体的な審査方法等については、『令和4年度「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」審査要領』を参照。

なお、選定結果の通知は令和5年6月上旬頃に行う予定。

(2) 委員会による意見

プログラムの選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラム改善のための取組を求める又は参考意見を付すことがある。

10. 企画提案書の作成に当たって

企画提案書の作成に当たっては、公募要領の内容を十分に踏まえて作成すること。

(1) 事業推進体制

- ① 関係する団体や組織も参画して構成される事業実施委員会を設置すること。
- ② デジタル分野のプログラム開発に関しては、経済産業省が実施している令和4年度「地域DX促進活動支援事業」におけるコミュニティとの連携も検討すること。
- ③ 補助期間終了後も継続的にリカレントプログラムの提供が可能となるよう、各関係機関との協定を結ぶなど、密接に連携して進めること。
- ④ 補助期間終了後も自立自走が可能となるよう、学内規程等で定められた又は理事長あるいは学長、担当理事、学部長、学校長等直属のリカレント教育担当部署を設置（申請後設置予定も含む）すること。
- ⑤ リカレント担当部署には、本補助事業の窓口となる常勤の担当職員を配置するとともに、次年度以降も含めて継続的なリカレント教育に必要な専門性を持つスタッフを配置すること。
- ⑥ 学内で雇用される教員が、リカレント教育に関与する場合のインセンティブ措置（例：教員評価上の優遇措置、給与・賞与・手当等の措置）に関する学内規程等を整備すること（事業実施期間中もしくは実施期間後の整備予定でも可）。
- ⑦ 補助期間終了後の継続実施に向けた財源確保や資金調達計画を策定すること。
- ⑧ 【メニューDのみ】構築・パイロット実施されたプログラムを基とするリカレント教育学位プログラムを、事業実施期間終了後に構築することを前提とする。また、大学において大学院のリカレント教育に係る組織内改革（ディプロマ・ポリシーにリカレント教育に関する内容を規定、恒常的な教育実施体制を構築する等）の具体的な計画を作成すること。その際、当該大学院におけるリカレント教育に係る現状と課題を踏まえた上で、本事業による組織内改革に係る取組が、その解決に繋がるものであることを明確にすること。

10. 企画提案書の作成に当たって（つづき）

（2）プログラム開発・実施

① 各メニューで想定する分野等及び受講対象者は、以下のとおり。

A. デジタル分野・グリーン分野リスキルプログラムの開発・実施

- デジタル分野・グリーン分野におけるリスキルプログラムを、主に就業者を対象として実施する。
なお、キャリアアップやキャリアチェンジを目的とする失業者や非正規雇用労働者等も受講することができる。

（注）デジタル分野・グリーン分野のリテラシーレベルのプログラムは、メニューBで申請すること

B. 重要分野のプログラムの開発・実施（リテラシー又はリスキル）

- 重要分野におけるリテラシープログラム又はリスキルプログラムを実施する。
- リテラシーレベルのプログラムを提供する場合は、非正規雇用労働者や失業者を主な対象とする。
なお、必要な要件を満たす場合は、職業訓練受講給付金対象プログラムとすることができる
（詳細は、別添2「職業訓練受講給付金対象プログラムとする場合の要件等について」を参照）。
- リスキリングを目的とするプログラムを提供する場合は、就業者を主な対象とする。

C. 各分野のエキスパート人材育成に向けたプログラムの開発・実施

- 大学院レベルの知見を活用し、就業者（特に企業等のリーダーを目指す人材）を対象として、ハイレベル人材を育成する。

D. リカレント教育モデルの構築による大学院教育改革支援

- 民間企業等からのオーダーを受けてリカレント教育学位プログラムを構築し、就業者を対象として、高度人材を育成する。

10. 企画提案書の作成に当たって（つづき）

（2）プログラム開発・実施（つづき）

- ② プログラムの開発・実施に当たっては、プログラムの分野等における雇用ニーズ等を踏まえ、必要な資格、知識及び技能を習得するために必要な座学と実技を組み合わせた効果的なプログラムを開発・実施すること。

【メニューDのみ】養成する人材像や養成するために求めるスキルセットを連携先となる民間企業等と明確に設定した上、その養成のために必要な知識及び技能を習得するために必要な座学と実技を組み合わせたプログラムを、事業実施期間終了後の学位プログラム構築を前提として開発・パイロット実施すること。

- ③ 夜間・土日開講やオンライン、短期集中開講を活用する等、社会人が受講しやすいよう工夫すること。
- ④ 産業界等からのニーズを把握分析して、定量的な複数の明確な指標を用いて、プログラム実施期間中の意欲的、かつ、実現可能性が高い達成目標（アウトプットとアウトカム）を設定すること。

10. 企画提案書の作成に当たって（つづき）

（2）プログラム開発・実施（つづき）

- ⑤ プログラムは、以下を踏まえたものとして開発・実施する。
- ・対象となる職業の種類及び習得可能な能力を具体的かつ明確に設定する。
 - ・各プログラムについて、可能な限り客観的なレベルを示すこと。（例えば、独立行政法人情報処理推進機構（ITSS）のITスキル標準やコンピテンシディクショナリなどに当てはめた場合、レベル〇相当、また、プログラムを受講した結果合格しうる資格試験としては〇〇相当など）
 - ・なお、メニューAはリスキルプログラムを想定するため、ITSSレベル2以上相当のプログラムを、メニューBのうちリテラシープログラムは、ITSS1以上相当のプログラムをそれぞれ想定している。
 - ・学修歴証明のデジタル化の導入に向けた積極的な取組（卒業・修了証明書、成績証明書、授業科目・講座等の履修証明書等について、デジタル形式で発行・管理・活用する等）が期待される。
- ⑥ 受講料徴収については、各実施機関の継続的かつ将来的なリカレントプログラムの自立自走に向けて、学内規程等を基に必要な受講料を徴収することを可能とする。
なお、受講料設定については、プログラムの提供価値に見合う価格になっているかを検討すること。また、受講生の負担軽減を図る観点から、将来的に厚生労働省の教育訓練給付金の対象プログラムにする可能性を念頭に検討すること。※詳細は質疑応答集を参照

10. 企画提案書の作成に当たって（つづき）

（2）プログラム開発・実施（つづき）

- ⑦ メニューBでリテラシープログラムを開発・実施する場合は、受講料を徴収しないことなどの必要な要件を満たせば、職業訓練受講給付金対象講座とすることも可能である。
対象講座とする場合には、別添2「職業訓練受講給付金対象プログラムとする場合の要件等について」及び別添3「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業の実施者（大学等）による職業訓練受講給付金関連業務について」を参照し、必要な要件を踏まえたうえで、プログラム開発を行うこと。
- ⑧ プログラムの開発・実施に当たっては、企業等で十分に活用されるよう、オンラインやオンデマンド、授業動画掲載など、企業等が社員に対し部分的な受講を促しやすいような工夫を取り入れること。
- ⑨ 受講者の募集に当たっては、十分な受講者数を確保できるよう、ホームページや地域メディア、SNS、文部科学省が開設しているポータルサイト「マナパス」への情報掲載、キャリアコンサルタント等を活用した積極的かつ効果的な広報活動を行うこと。
また、職業訓練受講給付金対象講座については、支援の対象となる可能性がある者にプログラムの周知が行き渡るよう、広報・周知に関して労働局に積極的に働きかけること。

1 1. 企画提案書の作成に当たって（つづき）

（2）プログラム開発・実施（つづき）

- ⑩ 「講座実施状況」や「受講生・修了生の声」、「参加企業からの声」などを、ホームページや地域メディア、SNS、文部科学省が開設しているポータルサイト「マナパス」に掲載し、継続的かつ将来的なリカレントプログラムの自立自走も見据えて、令和6年度以降の受講者数増や活用企業増につながるような積極的かつ効果的な広報活動を行うこと。

- ⑪ **【主にメニューC・D】**大学院における履修証明プログラムを構築・実施する際、当該履修証明プログラムについて当該大学院が大学院教育に相当する水準を有すると認める場合、当該履修証明プログラム全体に対し単位授与を可能とする（「大学院設置基準等の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第6号、令和4年3月22日交付・施行））運用の積極的な活用が期待される。

- ⑫ プログラムの開発・実施に当たっては、別途文部科学省が委託実施する「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業（伴走支援・横展開事業）」の受託者において、大学等が行うプログラムの開発・実施に対する助言、分析、開発したプログラムの横展開等に関する支援を行うこととしているため、上記事業の受託者への情報提供等に積極的に協力すること。

10. 企画提案書の作成にあたって（つづき）

（3）プログラムのフォローアップ

事業実施期間の後半において、本事業の実施状況に対するフォローアップを委員会が行うこととしているため、委員会への情報提供等に積極的に協力すること。

また、事業実施期間終了後も文部科学省において、必要に応じて活動実績等に関する調査を実施することがあるため、情報提供等に積極的に協力すること。

1 1. 企画提案書の提出について

(1) 提出期限

令和5年3月20日（月）～3月27日（月）正午必着

(2) 提出先URL

<https://mext.ent.box.com/f/e3570157caa74dcaaebf2ad2ab98b35c>

【本件担当】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課リカレント教育・民間教育振興室
「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」担当

電話番号：03-5253-4111（内2092）

E-mail：syokugyou@mext.go.jp

**(注) 提出ファイル、提出方法、その他留意事項は、公募要領のP10～11の記載を確認すること。
不備、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となることもあるため、十分に留意すること。**

1 2. スケジュール

- 【企画書受付期間】** 令和5年3月20日（月）～3月27日（月）正午必着
- 【選定結果通知】** 令和5年6月上旬頃（予定）
- 【交付内定】**
（事業開始） 令和5年6月下旬頃（予定）
- 【補助対象期間】** 交付内定～令和6年3月末日まで

（注） 上記スケジュールは予定であり、変更されることがある。また、繰越協議の承認を得られた場合による。

1 3. 参加表明書の提出のお願い

あらかじめ申請者の数を把握するため、申請を希望する場合は、E-mail (syokugyou@mext.go.jp) により参加表明書（様式はHP参照）を提出してください。

【提出期限】 令和5年2月15日（水）

※ 参加表明書の提出は、本企画競争の参加において必須ではありませんが、効率的に審査業務を行うため、提出にご協力ください。

14. 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

【メニューA～Cについて】

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課リカレント教育・民間教育振興室
「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」担当
電話:03-5253-4111(内2092)
Mail: syokugyou@mext.go.jp

【メニューDについて】

文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室
「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」担当
電話:03-5253-4111(内3357)
Mail: daigakuin@mext.go.jp

(公募情報詳細はコチラから)

https://stg.mext.go.jp/a_menu/ikusei/manabinaoshi/mext_00005.html